

第 661 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 5 年 7 月 14 日(金) 10:00～

場所：神戸クリスタルタワー16 階

第 3 共用会議室

(神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 3)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の諮問等について
- (2) 特定最低賃金の金額改正の必要性の有無にかかる審議の
進め方について
- (3) 専門部会での議事の公開について
- (4) 事業場からの意見聴取について
- (5) 実地視察の報告について
- (6) その他

3 閉 会

資料目次

- 資料 No.1 令和5年度兵庫県特定最低賃金改正の申出状況
- 資料 No.2 各申出書の写し(抜粋)
- 資料 No.3 合意労働者数及び最低賃金に関する協定書の金額等一覧表
- 資料 No.4 兵庫県特定最低賃金の改正諮問説明資料

令和5年度 特定最低賃金申出状況一覧表

兵庫労働局

最低賃金の件名		塗料製造業	鉄鋼業	はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	自動車小売業
受理日		5.7.6	5.7.7	5.7.7	5.7.6	5.7.7	5.7.7	5.7.6
申出の内容		改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正
申請ケース	労働協約	○	○	○	○	○	○	○
	公正競争							
適用労働者数	[分母A]	1,757	19,679	49,816	44,419	13,601	1,638	12,856
合意労働者数	[分子B]	497	9,535	19,889	23,149	6,575	1,181	4,835
		(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)
合意者割合	B/A × 100%	28.3%	48.5%	39.9%	52.1%	48.3%	72.1%	37.6%
最も低い金額	労働協約(時間額)	1,070円	1,111円	1,040円	1,040円	1,080円	1,008円	1,054円
	公正競争(時間額)							
	算定の方法	時間額の定めによる	月額177,000円を月間労働時間(159.30時間)で除した値	時間額の定めによる	月額167,000円を月間労働時間(160.64時間)で除した値	時間額の定めによる	月額160,000円を月間労働時間(158.66時間)で除した値	時間額の定めによる
現在適用される特定最低賃金額(差額)		1,000円(+70円)	1,024円(+87円)	993円(+47円)	961円(+79円)	1034円(+46円)	963円(+45円)	963円(+91円)
申出者		日本化学エネルギー産業労働組合 関西ペイント労働組合	兵庫県本部 日本基幹産業労働組合連合会	JAM山陽	電機連合兵庫地方協議会	兵庫県本部 日本基幹産業労働組合連合会	JAM山陽	自動車総連 兵庫地方協議会

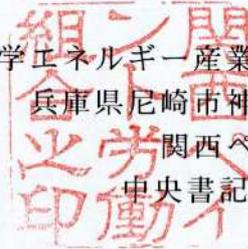
各申出書の写し（抜粋）

1. 塗料製造業
2. 鉄鋼業
3. はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
4. 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
5. 輸送用機械器具製造業
6. 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
7. 自動車小売業

兵庫労働局長
金刺 義行 殿

2023年7月6日

日本化学エネルギー産業労働組合連合会
兵庫県尼崎市神崎町33番1号
関西ペイント労働組合
中央書記長 三浦 圭司



申 入 書

最低賃金法第15第1項の規定により、兵庫県塗料製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申出る。

記

- 1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
兵庫県において、塗料製造業を営む使用者に使用される労働者1,757名
- 2、改定の決定を申し出る最低賃金の件名
兵庫県塗料製造業最低賃金
- 3、申し出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4、申し出の理由
兵庫県において、塗料製造業を営む使用者に使用される労働者は1,757名であり、そのうち497名が最低賃金に関する労働協約の適用を受けている状況を踏まえて、上記2、に掲げる最低賃金の改正の決定を申し出るものである。

労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,070円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額 = 1,000円/時間額

5、添付書類

①労働協約の写し ②申出合意書及び委任状 ③兵庫県における塗料製造事業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数



令和5年7月7日

兵庫労働局
局長 金刺 義行 殿

兵庫県神戸市灘区岩屋中町4丁目4番8号
日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部
委員長 河合 豪史



申 出 書

最低賃金法第15条1項の規程により、兵庫県特定最低賃金（鉄鋼業）の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者 19,679名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県鉄鋼業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	=	9,535名
兵庫県における鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数	=	19,679名
	=	48.5%→3分の1以上

(最も低い) 労働協約の金額 = 177,000円/月額、8,894円/日額、1,111円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,024円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約（最低賃金に関する確認書または覚書）の写し
- ② 申出に関する合意（合意者一覧表）及び申請代表者に対する委任書（各組合の委任書）
- ③ 兵庫県における鉄鋼業の労働者数の概数及び、この内、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の内訳
- ④ 最低賃金協定月額ならびに月間所定労働日数・月間所定労働時間



令和5年7月7日

兵庫労働局長
金刺義行殿

神戸市中央区中町通4-1-19

JAM山陽

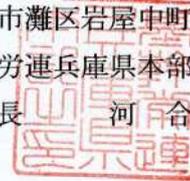
執行委員長 中庭 隆 博



神戸市灘区岩屋中町4-4-8

基幹労連兵庫県本部

委員長 河合 豪 史



申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業の特定最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者49,816人

2. 改定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 19,889人

兵庫県におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 49,816人

最も低い労働協約の金額 時間額 1,040円

最も高い労働協約の金額 時間額 1,171円

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申し出代表者に対する委任状（申し出を行うことについての合意を含む）

③ 兵庫県下における、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者の概数



令和5年7月6日

兵庫労働局
局長 殿

神戸市中央区下山手通6丁目3番30号

電機連合兵庫地方協議会

議長 上月 章 司



申 出 書

最低賃金法第15条の第1項の規程により、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	23,149名	= 52.1% > 概ね 1/3以上
兵庫県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数	44,419名	
(最も低い) 労働協約の金額 = 167,000円/月額 (1,040円/時間額)		
現在適用されている法定最低賃金額 = 961円/時間		

5. 添付書類

①労働協約の写、②申出合意書及び委任状、③兵庫県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数



以上

令和5年7月7日

兵庫労働局
局長 金刺 義行 殿

兵庫県神戸市灘区岩屋中町4丁目4番8号
日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部
委員長 河合 豪 史



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、兵庫県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 13,601名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,575人

兵庫県における輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 13,601人

=48.3%→3分の1以上

(最も低い) 労働協約の金額 = 1,080円/時間

現在適用されている法定最低賃金金額 = 1,032円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し

②申出合意者及び委任状

③兵庫県下における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数

及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

④所定労働時間数及び所定労働日数



令和5年7月7日

兵庫労働局長
金刺義行殿

神戸市中央区中町通4-1-19

JAM山陽
執行委員長 中庭 隆 博



申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者1,638人

2. 改定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,181人

兵庫県における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 1,181人

最も低い労働協約の金額	時間額	1,008円
-------------	-----	--------

最も高い労働協約の金額	時間額	1,156円
-------------	-----	--------

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申し出代表者に対する委任状（申し出を行うことについての合意書を含む）

③ 兵庫県下における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業の事業所と当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数



令和 5 年 7 月 6 日

兵庫県 労働局長
金刺 義行 殿

自動車総連 兵庫 地方協議会
川岸 満

申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、兵庫県自動車小売り業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
兵庫県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 12,856名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
兵庫県自動車小売業最低賃金
3. 申し出の内容
上記 2 の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第 15 条の 2 に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
 - (1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が基幹的労働者数の概ね 3 分の 1 以上に達していること。
 - (2) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 4,835名
兵庫県における自動車小売り業を営む使用者に使用される労働者数
12,856名=>概ね 3 分の 1 以上
労働協約の金額= 1,054 円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額= 960 円/時間額



5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 申し出合意書及び委任状
- ③ 兵庫県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概数及び当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概要
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以 上

**各申出書の合意労働者数、適用労働者数及び
最低賃金に関する協定書の金額等一覧表**

- 1 塗料製造業
- 2 鉄鋼業
- 3 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
- 4 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業
- 5 輸送用機械器具製造業
- 6 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
- 7 自動車小売業

(注) 事業場名、労働組合名は個別情報保護のため、アルファベット順の記号に置き換えている。

令和5年度 合意労働者数
産業別 : 塗料製造業
ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	組合員数
1	A社	a労働組合	有	173
2	B社		有	57
3	C社	b労働組合	有	122
4	D社	c労働組合	有	52
5	E社	d労働組合	有	58
6	F社	e労働組合	有	12
7	G社	f労働組合	無	23
合 計				497

令和5年度 最低賃金協定額

産業別 : 塗料製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比較)
				月額 (時間給換算)	日額 (時間給換算)	時間額	
1	A社	150.00	7.5 (20.0)		8,850 (1,180)	1,180	+30円
2	B社						
3	C社	155.65	7.75 (20.08)			1,070	+60円
4	D社	151.25	7.5 (20.17)			1,070	+70円
5	E社	150.00	7.5 (20.0)			1,100	+40円
5	F社	148.400	7.42 (20.0)	164,534 (1,100)	8,159 (1,100)	1,100	+100円
6	G社	150.00	7.5 (20.0)			1,150	+70円

令和5年度 合意労働者数
 産別名 : 鉄鋼業
 ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	1,199
2	B社	b労働組合	有	612
3	C社	c労働組合	有	694
4	D社		有	309
5	E社	d労働組合	有	2,813
6	F社	e労働組合	有	133
7	G社	f労働組合	有	378
8	H社	g労働組合	有	26
9	I社	h労働組合	有	1,256
10	J社	i労働組合	有	321
11	K社	j労働組合	有	680
12	L社	k労働組合	有	282
13	M社	l労働組合	有	216
14	N社	m労働組合	有	471
15	O社	n労働組合	有	120
16	P社	o労働組合	有	25
合 計				9,535

令和5年度 最低賃金協定額
 産別名 : 鉄鋼業
 ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]			前年度比 較
				月額 (時間給換算)	日額 (時間給換 算)	時間額	
1	A社	159.04	20.50	180,000		1,132	+ 32
2	B社						
3	C社	158.80	20.50	180,000		1,134	+ 32
4	D社						
5	E社						
6	F社	159.00	21.90	180,000		1,132	+ 31
7	G社	159.30	19.90	177,000		1,111	+ 31
8	H社	159.30	19.90	177,000		1,111	+ 31
9	I社	158.30	21.60	180,000		1,137	+ 31
10	J社	158.23	21.83	181,500		1,147	+ 83
11	K社	158.80	20.50	180,000		1,134	+ 32
12	L社	158.00	20.00	176,200		1,115	+ 29
13	M社	159.00		185,000		1,164	+ 83
14	N社	158.8	20.50	177,000		1,115	+ 7
15	O社	158.8	20.50	177,000		1,115	+ 7
16	P社	158.8	20.50	177,000		1,115	+ 7
17							
18							

令和5年度 合意労働者数

産業別 : はん用・生産用・業務用機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	決議(合意)書の有無	協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	有	458
2	B社	b労働組合	有	有	225
3	C社	c労働組合	有	有	64
4	D社	d労働組合	有	有	194
5	E社	e労働組合	有	有	229
6	F社	f労働組合	有	有	135
7	G社	g労働組合	有	有	479
8	H社	h労働組合	有	有	631
9	I社	i労働組合	有	有	958
10	J社	j労働組合	有	有	643
11	K社	k労働組合	有	有	516
12	L社	l労働組合	有	有	1,848
13	M社	m労働組合	有	有	2,808
14	N社	n労働組合	有	有	3,665
15	O社	o労働組合	有	有	1,862
16	P社	p労働組合	有	有	1,174
17	Q社	q労働組合	有	有	1,021
18	R社	r労働組合	有	有	1,054
19	S社	s労働組合	有	有	727
20	T社	t労働組合	有	有	1,198
合 計					19,889

令和5年度 最低賃金協定額
 産業別 : はん用・生産用・業務用機械器具製造業
 ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]			前年度比 較
				月額	日額	時間額	
1	A社					1,040	+ 40
2	B社	153.4	20	164,800		1,074	+ 0
3	C社	156.816	19.8	169,500		1,080	+ 0
4	D社	154.51	20.8	165,900		1,073	+ 16
5	E社		20.333	184,500		1,171	+ 40
6	F社	160.64	20.08	179,600		1,118	+ 55
7	G社	159.33		173,400		1,088	+ 28
8	H社					1,050	+ 50
9	I社	152.66		164,000		1,074	+ 33
10	J社					1,080	+ 30
11	K社			175,000		1,127	+ 67
12	L社	158.8		180,000		1,134	+ 32
13	M社	160		185,100		1,157	+ 78
14	N社	160		185,100		1,157	+ 78
15	O社	160	20	180,000		1,125	+ 50
16	P社	160	20	180,000		1,125	+ 50
17	Q社	160	20	180,000		1,125	+ 50
18	R社	160		180,000		1,125	+ 43
19	S社	159.3	19.91	180,000		1,130	+ 52
20	T社		20.33	179,000		1,100	+ 62

令和5年度 合意労働者数

産業別 : 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	257
2	B社	b労働組合	有	138
3	C社	c労働組合	有	347
4	D社	d労働組合	有	96
5	E社	e労働組合	有	292
6	F社	f労働組合	有	314
7	G社	g労働組合	有	208
8	H社	h労働組合	有	2,007
9	I社	i労働組合	有	650
10	J社	j労働組合	有	283
11	K社	k労働組合	有	793
12	L社	l労働組合	有	425
13	M社	m労働組合	有	129
14	N社	n労働組合	有	307
15	O社	o労働組合	有	1,582
16	P社		有	
17	Q社	p労働組合	有	1,522
18	R社	q労働組合	有	662
19	S社	r労働組合	有	781
20	T社	s労働組合	有	1,469
21	U社	t労働組合	有	2,286
22	V社		有	
23	W社		有	

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
24	X社	u労働組合	有	4,669
25	Y社	v労働組合	有	326
26	Z社	w労働組合	有	120
27	AA社	x労働組合	有	188
28	AB社	y労働組合	有	126
29	AC社	z労働組合	有	50
30	AD社	aa労働組合	有	580
31	AE社	ab労働組合	有	345
32	AF社		有	
33	AG社		有	
34	AH社		有	
35	AI社	ac労働組合	有	715
36	AJ社	ad労働組合	有	207
37	AK社	ae労働組合	有	284
38	AL社	af労働組合	有	793
39	AM社		有	
40	AN社		有	
41	AO社	ag労働組合	有	198
合 計				23,149

令和5年度 最低賃金協定額

産業別：電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

ケース：労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]			前年度比 較
				月額	日額	時間額	
1	A社	153.76	7.75 (19.84日)	173,500		1,128	+ 50
2	B社	153.76	7.75 (19.84日)	173,500		1,128	+ 50
3	C社	153.76	7.75 (19.84日)	173,500		1,128	+ 50
4	D社	153.76	7.75 (19.84日)	173,500		1,128	+ 50
5	E社	152.10	7.67 (19.84日)	173,500		1,141	+ 47
6	F社	150.50	7.75 (19.42日)	173,500		1,153	+ 61
7	G社	155.00	7.75 (20.00日)	173,500		1,119	+ 41
8	H社	153.76	7.75 (19.84日)	173,500		1,128	+ 50
9	I社	153.68	7.75 (19.83日)	173,500		1,129	+ 51
10	J社	161.36	8.00 (20.17日)	175,000		1,085	+ 54
11	K社	153.68	7.75 (19.83日)	173,500		1,129	+ 60
12	L社	153.68	7.75 (19.83日)	173,500		1,129	+ 59
13	M社	155.62	7.75 (20.08日)	170,200		1,094	+ 33
14	N社	154.30	7.75 (19.91日)	176,000		1,141	+ 71
15	O社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
16	P社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
17	Q社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
18	R社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
19	S社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
20	T社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
21	U社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
22	V社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
23	W社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]			前年度比 較
				月額 (時間給換算)	日額 (時間給換 算)	時間額	
24	X社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
25	Y社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
26	Z社	156.31	7.75 (20.17日)	170,000		1,088	+ 14
27	AA社	155.00	7.75 (20.0日)	168,500		1,087	+ 33
28	AB社	160.64	8.0 (20.08日)	167,000		1,040	+ 7
29	AC社	161.36	8.0 (20.17日)	167,900		1,041	+ 44
30	AD社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
31	AE社	153.68	7.75 (19.83日)	173,500		1,129	+ 60
32	AF社	153.68	7.75 (19.83日)	173,500		1,129	+ 60
33	AG社	153.68	7.75 (19.83日)	173,500		1,129	+ 60
34	AH社	153.68	7.75 (19.83日)	173,500		1,129	+ 60
35	AI社	155.00	7.75 (20.00日)	173,500		1,119	+ 38
36	AJ社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
37	AK社	153.68	7.75 (19.83日)	173,500		1,129	+ 60
38	AL社	155.00	7.75 (20.00日)	173,500		1,119	+ 45
39	AM社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
40	AN社	155.00	7.75 (20.0日)	173,500		1,119	+ 45
41	AO社	156.66	7.83 (20.0日)	173,500		1,107	+ 44

令和5年度 合意労働者数
産業別 : 輸送用機械器具製造業
ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	868
2	B社		有	1,180
3	C社		有	3,040
4	D社	b労働組合	有	595
5	E社	c労働組合	有	501
6	F社	d労働組合	有	171
7	G社	e労働組合	有	220
合 計				6,575

令和5年度 最低賃金協定額
 産業別：輸送用機械器具製造業
 ケース：労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比較)
				月額 (時間給換算)	日額 (時間給換算)	時間額	
1	A社	160	20.0日	180,000		1,125	+ 51円
2	B社						
3	C社						
4	D社	160		185,100		1,157	+ 79円
5	E社					1,080	+ 30円
6	F社	160	20.0日	180,000		1,125	+ 50円
7	G社	160	20.0日	180,000		1,125	+ 63円

令和5年度 合意労働者数
産業別：計量器・測定器等製造業
ケース：労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	534
2	B社	b労働組合	有	99
3	C社	c労働組合	有	54
4	D社	d労働組合	有	494
合計				1,181

令和5年度 最低賃金協定額
 産業別：計量器・測定器等製造業
 ケース：労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比較)
				月額 (時間給換算)	日額 (時間給換算)	時間額	
1	A社	160	20	162,400		1,015	+ 35円
2	B社					1,043	
3	C社	158.66		160,000		1,008	0円
4	D社	160.00		185,000		1,156	+ 54円

令和5年度 合意労働者数
産別名 : 自動車小売業
ケース : 労働協約

番号	事業所名	労働組合名	協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	1090
2	B社	b労働組合	有	327
3	C社	c労働組合	有	361
4	D社	d労働組合	有	824
5	E社	e労働組合	有	541
6	F社	f労働組合	有	241
7	G社	g労働組合	有	404
8	H社	h労働組合	有	1,047
合 計				4,835

令和5年度 最低賃金協定額
 産別名：自動車小売業
 ケース：労働協約

番号	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比 較)
				月額 (時間給換算)	日額 (時間給換算)	時間額	
1	A社			165,000 (1,054)	7644 (1,054)	1,054	0円
2	B社			165,600 (1,055)	7,733 (1,055)	1,055	+29円
3	C社			197,300 (1,217)	9,531 (1,217)	1,217	+23円
4	D社			186,950 (1,140)	8,835 (1,140)	1,140	新規
5	F社	158.75		174,000 (1,096)		1,096	+67円
6	G社	157.5		170,080 (1,079)		1,079	0円
7	H社	158.87		185,000 (1,179)	8,844 (1,179)	1,179	+209円
8	I社	157.5	(21.0)	170,000 (1,079)	8,095 (1,079)	1,079	0円



地方最低賃金審議会 委員説明資料 ＜特定最低賃金編＞

兵庫労働局 賃金室

令和5年6月

特定最低賃金とは

特定最低賃金(最低賃金法第15条から第19条)

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
全国で、226件設定されている
法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域(都道府県)の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものではない(法第16条)

< 特定最低賃金の規定例 >

名称：宮城県自動車小売業最低賃金(抄)

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く、以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(中略)を営む使用者

適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間946円

除外する賃金：精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	企業内の賃金水準を設定する際の <u>労使の取組を補完するもの</u>	すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	<u>産業又は職業ごとに適用</u> 日本標準産業分類の小／細分類ごと <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	産業・職業を問わずすべての労働者に適用 都道府県ごとに適用
決定方式	<u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u>	行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定されなければならない)
効力	<u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> <u>労働基準法第24条違反(30万円以下の罰金)</u> <u>民事的な効力(最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)</u>	刑事的な効力(50万円以下の罰金) 労働基準法第24条違反との関係は法条競合 民事的な効力(同左)

特定最低賃金と地域別最低賃金の関係

・地域別最低賃金と特定別最低賃金の関係

(最低賃金法第6条第1項及び第16条)

- 労働者が複数の最低賃金の適用を受ける場合、より高い最低賃金が適用される

< 具体例 >

労働者X → 時間額960円
(兵庫県勤務労働者)

労働者Y → 時間額1000円
(兵庫県在勤かつ塗料製造業に従事する労働者)

兵庫県
最低賃金
(960円/時)

兵庫県塗料製造業
最低賃金
(1000円/時)

- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定する必要がある
近年、地域別最低賃金改定額の幅が、特定最低賃金額の改定額の幅よりも大きくなり、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っているものがある
これらの特定最低賃金は、現状のまま据え置くか、地域別最低賃金を上回る額で改正するか、廃止するかを選択することとなる。
(「改正」しなければ、特定最低賃金として存続するが、効力は維持されない。)
この特定最低賃金額が地域別最低賃金を下回ることを「埋没」という。
(すなわち、地域別最低賃金額が適用される。)

・派遣労働者に対する最低賃金の適用(最低賃金法第13条及び第18条)

- 派遣労働者には、**派遣先の事業場**が所在する都道府県の最低賃金が適用される

特定最低賃金に関する、主な答申等

< 昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申 >

関係労使の申出に基づく(特定)最低賃金の決定、**改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金(現行の特定裁定賃金)の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。**

< 平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告 >

審議会においては、個々の産業別最低賃金について、次により一層の審議が行われるように努めることとする。

- ・ 審議会での審議に資するため、「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点」(別紙1 次頁)及び「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての審議参考資料」を提示するので、これを参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。この場合、新分野における産業別最低賃金の設定に関する審議についても同様とすること。
- ・ 産業構造の変化等に的確に対応するため、必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。

< 平成14年12月6日中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告 >

金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点(別紙1)

産業別最低賃金適用産業内において事業競争関係にあるか

- ・産業別最低賃金適用産業の産品、生産態様、サービス等が類似しているか
- ・産業別最低賃金適用産業の企業間競争はどうか
- ・産業別最低賃金適用産業の労働市場における需給関係はどうか

産業別最低賃金適用労働者数及び増減状況等はどうか

産業別最低賃金適用産業の企業数、規模別構成、増減状況等はどうか

産業別最低賃金適用労働者の企業間、地域間又は組織労働者未組織労働者の間等にどの程度の賃金格差があるか

産業別最低賃金が廃止された場合に適用労働者間の賃金格差が拡大する可能性があるか

特定最低賃金の決定・改正までのプロセス

(令和4年7月5・6日)

関係労使
からの申出

労働協約ケース
公正競争ケース(詳細は8頁参照)

(兵庫労働局長)

諮問
(必要性)

(7月15日)

兵庫地方最低賃金審議会

(必要性)
調査審議

(必要性)
答申

(8月18日～8月30日)

必要性
あり

全会一致に限る

兵庫では、令和2年以降必要性審議のために設置した専門部会で審議(各1～2回開催)

兵庫地方最低賃金審議会

(専門部会)

諮問
(金額)

(金額)
調査審議

(改定額)
決議

(改定額)
答申

(15日間) (10月19日)
異議審

(兵庫労働局長)
改定額
決定

(9月12日～9月26日)

兵庫では、1～2回程度専門部会で審議

関係労使による
異議申立

最低賃金審議会令第6条第5項の適用があれば、専門部会の決議が審議会の決議となる。

異議申立が出ない場合が多い

官報公示

(30日以上)

効力発生

(12月1日)

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの()

「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件

改正・廃止する場合の申出の要件

基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること
労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること
労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件

改正・廃止する場合の申出の要件

企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)

適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1 / 3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等(令和5年3月末)

設定件数(件)	適用使用者数(千人)	適用労働者数(千人)
226(1)	90	2,911

	新設	改正	廃止
平成26年度	0	201	7
平成27年度	0	199	0
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0
令和4年度	0	140	1(2)

(1) 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。

(2) 京都府印刷業最低賃金(令和4年4月廃止)

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数

(令和5年3月末時点)

業 種	件数(件) 1	適用使用者数(百人) 2	適用労働者数(百人) 3
食料品・飲料製造業関係	7	4	171
繊維工業関係	5	8	153
木材・木製品製造業関係	1	1	6
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	83
印刷・同関連産業関係	1	4	36
塗料製造業関係	4	2	63
ゴム製品製造業関係	1	1	49
窯業・土石製品製造業関係	4	3	107
鉄鋼業関係	20	31	1,424
非鉄金属製造業関係	9	8	409
金属製品製造業関係	4	8	116
一般機械器具製造業関係	25	228	5,008
精密機械器具製造業関係	7	7	221
電気機械器具製造業等関係	45	207	8,507
輸送用機械器具製造業関係	33	140	8,671
新聞・出版業関係	1	1	6
各種商品小売業関係	30	15	1,934
自動車小売業関係	23	217	2,078
自動車整備業関係	1	10	32
道路貨物自動車運送業関係	1	3	19
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	21
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
総 合 計	226	904	29,118

1 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。

2 適用使用者数・適用労働者数は四捨五入した人数、ただし百人未満の場合は1(百人)としている。

特定最低賃金の全国加重平均額(令和5年3月末現在)

